

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	クリーニング所の使用前の検査	
根拠法令・条項	クリーニング業法第5条の2	
所 管 課	保健所 生活衛生課	
審 査 基 準	クリーニング業法第5条 クリーニング業法施行規則第1条の3 クリーニング業法第3条 クリーニング業法施行規則第1条 堺市クリーニング業法施行条例第3条 クリーニング業法第4条 クリーニング業法第5条の2	
標準処理期間	標準処理期間	10日（検査日から確認済の証を交付するまで）
	標準処理期間を設定できない理由	